

令和5年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年6月23日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年6月23日 午後3時00分							
閉 会	令和5年6月23日 午後4時25分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			藤村 徳之 ・ 矢部 英利					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

議案第24号 農地法第3条の規定に関する件

議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請

議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

議案第28号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について

顛末

令和5年6月23日
開会 午後3時00分

【会長代理】 これより、令和5年第6回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請
番号26についてですが、添付書類の補正が間に合わず許可相当か判断ができませんので、保留とし来月に審議をお願いする予定です。
よって、番号26は削除をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号1番 藤村 徳之 委員・番号3番 矢部 英利 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第24号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第24号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 9筆

番号12
受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1110日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は6,192.54アールで、自宅から申請地までは約0.4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められま

	す。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号12について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【伊藤 清 推進委員】	番号12について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号13について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号13 受人は今回、贈与により新たに農地を取得し野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数を210日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1.59アールで、自宅と申請地は隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、

	許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号13について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はなく、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号13について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	受人は、農地を所有しておらず、農業経験がないと思われまますが、これから農業が出来るかどうかをどのように判断していますか？
【事務局】	受人は、申請地の隣に自宅があり、今まで野菜作付けの手伝いをしてきたと聞いています。また、提出された営農・作付計画書などから問題ないと判断しました。
【議長】	他に質問はありませんか。
【矢部 英利 農業委員】	同じような質問ですが、受人は農地を所有していませんが、5,000㎡の下限面積要件はなくなったのですか？
【事務局】	令和5年4月1日より下限面積要件がなくなりました。
【議長】	他に質問はありませんか。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第24号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請 自己用住宅及び道路後退用地 1件 1筆</p> <p>番号4 申請人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自ら所有する申請地に自己用住宅を建築するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号4について調査してまいりました。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、農地区分は第3種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅及び道路後退用地ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【金子 善行 推進委員】	番号4について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については区域外流入で下水道管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第25号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。なお、番号23、番号24、番号27及び番号28について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 3筆 賃借権の設定 4件 14筆 使用貸借権の設定 1件 2筆</p> <p>番号23、番号24、番号27及び番号28 受人は、市外で電気事業を営んでおり、地線の新設・撤去工事及び特別高圧送電線路の鉄塔建替工事を計画しています。今回、本申請地を工事用地として借り受け、一時転用したく申請するものです。なお、鉄塔については農地への設置となりますが、農地法第5条第1項第7号並びに同法施行規則第53条第14号に該当するため、農地転用許可不要となっており、既に鉄塔設置についての事業計画書の提出を受けております。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号23、番号24、番号27及び番号28について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）、及びおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。一時転用する期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【岡野 孝 推進委員】	番号23、番号24、番号27及び番号28について調査してまいりました。申請地は、工事用地として一時転用を行うということですが、資機材の下にはブルーシート等を敷き、細かい屑等の混入を防止して行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号25について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号25 受人は、現在市内で自動車修理工場を営んでいます。今回、車両の駐車スペ

	<p>ースが手狭となったため、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、昭和63年1月29日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【松本 信次 農業委員】	<p>番号25について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>番号25について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号29について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号29 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エ</p>

	<p>エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル748枚を設置し、発電の規模は407.66kwの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号29について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【今井 徹 推進委員】	<p>番号29について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置することですが、隣接農地との境界には素掘り側溝及びフェンスを設置します。また、申請地は定期的な草刈りを実施します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>受人住所に「持株会社内」、氏名には「合同会社」とありますが、しっかりとした運営をできるかを判断するには、組織形態を把握する必要があるため、組織形態について伺います。</p>
【事務局】	<p>議案書に記載された内容は、法人登記簿謄本によるものです。法人登記簿謄本の記載内容については、会社組織として適正な手続きを行ったものであり、し</p>

	<p>っかりとした実態のある組織であると判断しています。</p>
【議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号30について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号30 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は6ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「鴻巣市埋立て等に関する指導要綱」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、鴻巣市環境課へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号30について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をすするため一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は6ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【木暮 剛 推進委員】	<p>番号30について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有適格法人であるアサヒ農研(株)が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支</p>

	障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊秋夫 農業委員】	工事期間が6カ月とのことだが、長過ぎではないか？
【事務局】	表土を一旦、削り取り、搬入土を入れた後に表土を戻す作業を行います。また、搬入土を安定させるために一定の時間経過が必要であることから、6カ月の工事期間をとっております。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第26号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第26号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号2について、小林良浩農業委員より議案説明をお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号2 この件につきまして、令和5年6月16日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことですので、適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第27号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第28号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案第28号農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について、説明いたします。</p> <p>農業委員会の農業委員については、市町村長が募集を行い、任命することとなっておりますが、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が農地利用最適化推進委員の担当する区域を定めて、区域ごとに募集を行ったうえで、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。このため、農地利用最適化推進委員の募集にあたり「農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定」により、農地利用最適化推進委員が担当する区域を農業委員会で再度、決定する必要があることから、今回、議案として上程するものです。</p> <p>4ページの一覧表をご覧ください。まず、農地利用最適化推進委員が担当する区域として、前回同様、鴻巣、笠原、常光、箕田、田間宮、馬室、屈巢、広田、共和、吹上、下忍、小谷の12の区域を提案させていただきます。なお、各担当区域の内訳については表のとおりです。</p> <p>次に、農地利用最適化推進委員の全体の定数については、平成29年度9月議会において条例で22人と定めましたが、各区域に設置すべき農地利用最適化推進委員の人数の案については、今回改めて農業委員会にて決定させていただくものです。</p> <p>同じく4ページの一覧表をご覧ください。農地利用最適化推進委員は、担当区域において農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うこととなりますので、各区域の農地面積を参考に、配置すべき担当人数について、1人から3人の間で人数の案を提案させていただきましたのでご確認ください。</p> <p>具体的には、農地面積で42ヘクタールの鴻巣、187ヘクタールの田間宮、</p>

	<p>199ヘクタールの吹上、150ヘクタールの下忍は1人、320ヘクタールの常光、254ヘクタールの箕田、260ヘクタールの馬室、341ヘクタールの屈巢、301ヘクタールの共和、286ヘクタールの小谷が2人、478ヘクタールの笠原と389ヘクタールの広田が3人となります。以上で、説明を終わります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>農地面積に基づいて担当人数を配分していますが、耕作者の人数も考慮した配分の方が良いのではないかと。</p>
【事務局】	<p>耕作者の人数については、集積が進んでいる地域では耕作者は少なく、一方、集積が進んでいない地域では、小規模経営の耕作者が多くいる状況であり、こうした状況を反映させた配分は非常に難しいと考えています。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>只今の質問に対してですが、考え方の方向性は正しいと思うが、担当地域で状況が異なり、耕作者の人数を考慮した配分は難しいと思います。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>現在の配分を現状維持ということですが、何か問題があれば変える必要があるが、何も問題がないことから、事務局が説明した現状維持で良いと思います。</p>
【議長】	<p>問題がなければ現状維持で良いのではという意見が出ましたが、皆様よろしいでしょうか？</p>
【一同】	<p>(異議なし)</p>
【議長】	<p>それでは質問等ございませんので、採決を行います。議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p>

	<p>令和5年5月11日～令和5年6月12日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 6件 23筆 3,311.85㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転 22件 35筆 11,873.02㎡ 合計届出件数 28件 58筆 15,184.87㎡ これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【会長代理】 ・公務災害保険の加入について ・暑気払いについて</p> <p>【議長】 他に農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】 ・次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について</p> <p>【会長代理】 これをもちまして、令和5年第6回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和5年7月25日(火)午後3時より場所は鴻巣フラワーセンターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時25分</p>
--	---